

近世フランスにおける国王役人の人事管理

～騎馬警察隊員の転任～

Personnel management of royal officials in Old Regime France :
a study on personnel relocation in the mounted police

Shinobu MASAMOTO

長崎大学 正本 忍

1 はじめに

フランス絶対王政の統治システムを支えた官僚制は、売官制 (*vénalité des offices*) に立脚していた。アンシアン・レジーム期の国王役人のほとんどは、官職 (*office*) を購入した官職保有者 (*officier*) である。彼らは基本的に、官職を保有する限り、その職に留まることが可能で、王権によって免職されたり、異動 (昇進、転任) を命ぜられたりすることはなかった。したがって、売官制に基づく組織において、免職や異動は人事管理の手段とはなり得ない。

当該時期、国王役人にはもう一つの主要な形態があった。国王によって任免される親任官 (*commissaire*) である。官職保有者とは対照的に、彼らは職を保有しているわけではなく、国王からその職務を一時的に委任されているだけである。それゆえ、親任官は、国王によって随時、任免され得た。

このように、国王役人の圧倒的多数を占める官職保有者に対して、その任免権を持たない王権は、影響力を行使しにくい。他方、その任免権を握る親任官の人事においては、成員管理、およびそれを含む組織全体の運営に関する王権の意図がより鮮明に示されるのではないか。そうだとすれば、親任官の人事はどのように実施されていたのか。このような問題関心から、我々は、近世フランスにおいて田園地帯および幹線道路の治安維持を担っていたマレ

シヨーセ (maréchaussée) という国王の特別裁判所 (プレヴォ裁判所)・騎馬警察隊の人事に注目してきた。というのも、1720年3月の全面的改組によって、この組織の裁判役人と騎馬警察隊員の法的資格が官職保有者から親任官へと変更されたからである⁽¹⁾。とりわけ、後者はマレシヨーセの成員の圧倒的多数を占め、マレシヨーセによる治安維持活動の中心的な担い手だったから、王権の成員管理・組織運営の意図はより明瞭に示されたと考えられる。

こうして、最近の我々の一連の研究では、18世紀前半期 (1720~50年) におけるオート=ノルマンディー地方の新マレシヨーセ (本稿では1720年3月の全面的改組の前後で、マレシヨーセを新旧に分けて称する) の騎馬警察隊員を研究対象とし、成員名簿⁽²⁾を主史料に、王権による隊員管理、中隊運営を検討してきた。採用時の人事管理から採用後の人事管理 (異動と退職) へと検証を進めてきた⁽³⁾が、前稿では隊員の異動のうち昇進に絞って検討した⁽⁴⁾。本稿は、その続編として隊員の転任について検討する。

以下、第一に、転任に関する規定、転任の契機を確認しつつ、転任が誰によってどのように実施されたのかを明らかにする。第二に、隊員の意向がどのように転任に反映されたのかを検討する。第三に、転任のデータ全体をいくつかの観点で分析することによって、転任の運用実態を全体的に把握する。第四に、隊員の過半数が一度に退職することになった二つの班 (brigade) における人事に注目し、当局が組織運営に資する人事を行ったかどうかを検証する。最後に、転任が隊員管理と組織運営の手段となり得たのかを検討することにしたい。

2 転任に関する規定、転任実施の主導者、および転任の契機

隊員が官職保有者であった旧マレシヨーセにおいては、隊員は原則的に異動しない。実際、管見の限り、オート=ノルマンディー地方の旧マレシヨーセでは、隊員の異動は見られなかった。18世紀初めの20年間、当該地方の旧マレシヨーセは、5つの中隊から成っていた。それらに関する数少ない史料のうち、1706年と1710~1717年の閲兵記録、1703~1720年に隊員に対して発

給された官職叙任状 (lettres de provision) の登記簿⁽⁵⁾を見る限り、旧マレシヨーセ隊員には異動をうかがわせるような事例は皆無である。

一方、後述するように、新マレシヨーセになってからは、約40年間で50を超える転任が確認できる。したがって、転任は、隊員が親任官に変更された新マレシヨーセになって初めて実施され、例外的な措置ではなく、一つの制度として存在していたのである。また、新マレシヨーセの中隊は、旧マレシヨーセの中隊のように異動がない「閉ざされた」あるいは「硬直した」組織ではなかったともいえるだろう。

次に、新マレシヨーセにおいて、転任がどのように規定されたのか確認しておこう。誰が、何のために、どのような手続および基準で転任を実施すると規定されたのだろうか。

新マレシヨーセに関する諸王令は、隊員の異動に関してほとんど何も規定していない⁽⁶⁾。唯一、班の指揮官の採用条件が結果的に昇進条件となって、昇進が部分的に規定されている⁽⁷⁾だけで、転任に関する記述は皆無である。1760年代後半、『マレシヨーセの職務に関する訓令』が作成され、その成員や活動に関して詳細に規定したが⁽⁸⁾、ここにも転任に関する規定はない。つまり、新マレシヨーセは制度として転任を導入したにもかかわらず、アンシアン・レジーム末までその詳細を規定するには至らず、個別に運用していたことになる。

成員管理、組織運営という視点からは、何より、誰が転任を決定したかが重要である。人事に関わり得るのは、マレシヨーセの管理・運営に携わっていた三者、すなわち王国レベルでは王国全体のマレシヨーセを統括する陸軍卿 (secrétaire d'Etat à la guerre)、地方レベルでは各地方のマレシヨーセ中隊を監督する地方長官 (intendant)、中隊レベルでは中隊を指揮するプレヴォ (prévôt des maréchaux, prévôt général) およびその副官 (lieutenant) であろう。誰が転任の運用を主導したのかという点について、当該地方のマレシヨーセに関する史料では明らかにできない。幸い、18世紀後半の別の地方のマレシヨーセに関する史料の中に転任決定の経緯を示す文書があり、ここではそれを参考にしよう。1769年、シャロン (Châlons) 総徴税管区 (≡シャ

ンパーニュ地方)の中隊の人事に関する文書である。

まず、モベール＝フォンテーヌ (Maubert-Fontaine) 班の N. Roze なる騎兵が、プレヴォに宛てて、「商売と宿屋 (経営) のためにこの職を遂行することができない」として、辞職を願い出ている (同年11月19日付)。これをうけて、プレヴォは、陸軍卿ショワズル公爵 (Etienne-François, duc de Choiseul) (在職: 1771~74年) に対して、「職務を去ることを求めている」Roze の辞任を連絡すると同時に、E. Martinmel なる人物をその後任として推薦し、親任状 (lettres de commission) の発給を求めている。さらに、プレヴォは陸軍卿に、ランス (Reims) 班の騎兵 J. Fondrillon への転任命令 (lettre de passe) を発給するよう要請している。プレヴォによれば、Fondrillon は「モベール＝フォンテーヌに移ることをずっと前から願い出ていた」し、「モベール＝フォンテーヌで彼は家族の支援が受けられる」のだという (同年12月3日付)⁽⁹⁾。

この2葉の文書はいくつかの重要な情報を提供するが、転任に関連してここで最も注目すべきは、転任と辞職に関しても、プレヴォから陸軍卿 (国王) に提案あるいは報告が為されていることである。これは、プレヴォが採用候補者を国王に推薦し、国王は陸軍卿を介して親任状を交付する、と王令で規定されている (1720年3月の新マレショーセ創設の王令第5条)⁽¹⁰⁾ のと同様である。したがって、プレヴォから上げられた転任の提案を基に、陸軍卿 (国王) が転任を最終的に決定し、転任命令を発給させていたと考えられる⁽¹¹⁾。

それでは、プレヴォや陸軍卿はどのような時に隊員を転任させたのだろうか。考えられるのは以下の二通りである。

一つは隊員ポストが空いた時である。この場合、新人を採用して補充するか、現役隊員を転任させて補充するかのいずれかだが、手続が簡単なのは新人採用の方である。なぜなら、現役を転任させれば、そこで新たな空席が生じ、その空席を補充するため、新人の採用か現役の転任かという選択肢が再び発生するからである。転任による空きポストの補充は、際限のない転任の連鎖を生み、新人採用でしか止められない。

もう一つは、空きポストがないにもかかわらず、何らかに理由で転任させ

る場合である。これは転出先での隊員の締め出しと元の勤務班での空席および新たな補充の必要を引き起こす。つまり、より複雑な人事が必要となるわけで、この二つの問題を同時に解決するためには、二つの班の間で隊員を入れ替えることになるだろう。

以上の2つを隊員の側から考えてみよう。親任官である隊員の職は国王によっていつでも任免され得るし、マレシオーセには停年がなかったと考えられるので⁽¹²⁾、空きポストの発生とその補充人事は、原則として不定期にしか発生しない。新人隊員は不定期に空くポストにしか採用されないから、必ずしも自分が希望する班に勤務できるとは限らない。しかし、隊員の病気や怪我による職務不履行、職務怠慢、不祥事などの情報があれば、その隊員の免職を想定することは可能ではある。現役隊員であれば、閲兵や共同作戦の機会を使って、そのような情報は比較的容易に得られただろう。同様に、ポストの交換を調整することも可能であっただろう。

ここで、前述の文書が含む、転任に関するもう一つの重要な論点がクローズアップされることになる。すなわち、隊員の転任希望が容認されているという点である。転任に隊員の希望が反映され得るとすれば、必然的にその運用にも影響したと考えられる。この点を次章で詳細に検討することにしよう。

3 隊員の意向

成員管理・組織運営の手段として転任を検討するためには、当局だけではなく、もう一方の当事者、すなわち転任する隊員もまた視野に入れなければならない。その際、特に検証すべきは、隊員の希望が反映されたのかという点と、当局が転任を強制できたのかという点である。しかしながら、当該時期のオート＝ノルマンディー地方のマレシオーセにおいて、これらの点を明らかにできる史料は少ない。そこで、以下では先行研究を援用しながら検討を進めたい。

先行研究で隊員の異動について論じているのは二つ、エストーとブリエの研究だけである。いずれにも、成員管理・組織運営の手段として転任を見

る視点はさほどない。しかし、隊員本人の希望に関しては、兩人ともそれが反映されたとの見解を示している。

アンシアン・レジーム末期20年間（1770～1791年）のブルターニュ地方ナント副官管区のマレシヨージェを研究したエストーによれば、当該地方の隊員は空いたポストに採用されたが、その後、異動を介して自分の財産、家族、出身都市（ville d'adoption）へと近づこうとしたという。彼は、閲兵の際にマレシヨージェ視察官に請願書を提出して転任が許された事例や採用のひと月後に父親が指揮官を務める出身地の班への転任が許可された事例などを挙げる。そして、異動のおよそ6分の1は、隊員たちが自分の出身地あるいは妻の出身地に近づきそこを終の棲家と定められるように、採用から2年以内に実施された、と指摘する⁽¹³⁾。

パリ総徴税管区のマレシヨージェ（1720～1790年）を研究したブリュイエは、457の転任を抽出・分析している。彼は、隊員の入隊動機を、自宅近く、自分の家族か妻の家族の援助を受けられる場所、終の棲家と決めた場所で勤務することによって彼らが安定を求めたからだとする。そうだとすれば、採用された班が上記の条件に合わなければ、隊員は転任を望むことになるだろう。457のうち実に421（92.1%）は1769年以降の転任で、彼は、この原因を、1769年以降に実施された班の創設、廃止、移動に求めている⁽¹⁴⁾。つまり、班の設置場所に応じて隊員は転任を希望したのであり、当局はそれを認めていたということになる。

当該時期のオート＝ノルマンディーの中隊では、先行研究の指摘を十分に検証できるほどの事例は出てこない。隊員自身が転任を求めた事例は、1例のみ確認できる。ウー班の騎兵 N. Pressou [n° 167]⁽¹⁵⁾は、「より楽に生活するため、また、よく勤務できるように」、出身地であるエヴルゥへの異動を請願し、エヴルゥ班に移っている [n° 324]。彼はウー班にはひと月ほどしか勤務していないが、エヴルゥ班では実に31年半、60歳を過ぎるまで勤務し、廃兵院（Hôtel royal des Invalides）への入所を認められてもいる。

この異動は、エヴルゥ班に1年3ヶ月ほど勤めていた騎兵 N. Quellevée de Laplesse [n° 323, 302] をルヴィエ班に異動させることで可能になった。

彼はエヴルゥ近郊の出身であり、マレシヨーセ入隊前に12年間の軍隊経験を持ち、さらに4年間の旧マレシヨーセ勤務を経たベテラン騎兵である。一方、Pressouには入隊前の軍隊経験はなく、異動の可否を検討するためにマレシヨーセでの勤務評価をしようにも、転任の時点ではわずかひと月しか勤務していないから、それも不可能である。Pressouの何が評価されてこのような採用直後の転任希望が許可されたのか、それを示す史料は見あたらない。

もう一つだけ、隊員の異動希望が容れられたと推定できる事例がある⁽¹⁶⁾。ヴェルノン班の騎兵 Louis Marche [n° 458] は1737年2月、在職中に死亡した。Louisの後任にはその弟でヌーシャテル班の騎兵 Jean Marche [n° 191, 459 et 337] が異動してきた。Jeanは1742年3月末にエヴルゥに転出し、その後のポストにはLouisの息子 Pierre Marche [n° 460] が採用されている。一つの隊員ポストが兄弟間、叔父・甥の間で、つまり肉親3人の間で引き継がれたわけである。

Louisが死んだ時、息子の Pierre は14歳前後である。Louisの弟の Jean が兄のポストを確保し——自分のポストを失う形にはなったが——、その5年後に19歳になった甥っ子 Pierre にポストを譲り、故郷であるエヴルゥ⁽¹⁷⁾の班に移った形になっている。史料による確認はできないものの、Jeanがそれぞれの人事の機会に希望を出していたことは十分に考えられるだろう。少なくとも、この一連の人事が Marche 兄弟にとって最善の形で進められたことは確かで、転任が隊員に対する恩恵として用いられたともいえる。

次に、当局が転任を強制できたのかという点だが、ブリエは、意に沿わない異動よりも辞職の方を選ぶ隊員もいたと指摘する。異動する隊員は、その経費を自ら負担しなければならず、新たな同僚、地域住民に慣れる必要があり、隊員によっては、自らの副業や妻の副業を新たに探す必要があったからである⁽¹⁸⁾。したがって、当局側とすれば、異動を強制すれば、隊員が辞任するリスク、そして新たに欠員が発生するリスクがあった。

また、エストーによれば、陸軍卿は、「指揮官たち (chefs)」(プレヴォと副官、あるいは各班の指揮官のことを示すと思われる)の不公平や悪意、あるいは誤った報告書によって転任が悪用されることを防止するために、転任には異動す

る隊員の「同意か要請」が必要だったという。さらに、彼は、「職務上の利益 (bien du service)」や隊員の放縦を口実に転任が求められた場合でも、陸軍卿はその事実と状況に関する証人聴取 (information) を実施させ、それを吟味した上で転任させるかどうかを決定したと指摘する⁽¹⁹⁾。つまり、「指揮官たち」に中隊や班を私物化させないために、隊員の意向を確認する必要があったというのである。

彼らの指摘に関連して注目されるのは、隊員が異動命令を無視して異動しなかった事例である。ポン＝トードゥメール班の騎兵 J. Borel [n^o 493, 434] は、採用半年後の1727年8月19日付でポン＝レヴェク班への転任命令を受けている。それにもかかわらず、彼はポン＝トードゥメール班に留まり続け、結局、異動命令は無効になっているのである。Borel が異動しなかったため、彼の同僚 P. Accart [n^o 478, 435] が同年9月16日付の命令でポン＝レヴェク班に移っている。両者の異動命令はひと月も違ってないから、Borel が異動命令に服さない事態に当局が直ちに対応したともいえるが、その Borel はといえば、免職もされず、この後2年半ほどポン＝トードゥメール班にそのまま勤務していたようである。転任を希望していた Borel が突然、心変わりしたのでないとするれば、Borel が意に沿わない異動を拒絶し、当局もそれを認め、その事態に対応せざるを得なかったと考えられるだろう⁽²⁰⁾。

任地に関する希望という視点から興味深いのは、カンブルメール班 (第1期) に騎兵として採用され (親任状は1731年7月17日付)、2ヶ月半ほど勤務した後に退職した J. Goubard [n^o 451] の事例である。彼の退職理由は不明だが、採用された直後の1731年8月29日の命令でカンブルメール班がヴェルノンに移転したことに起因する可能性はある。オート＝ノルマンディーの南西の端に位置しカン総徴税管区にほど近いカンブルメールは、同地方南東部にありパリ総徴税管区に近いヴェルノンとかなり離れている。カンブルメール班の騎兵たちはこの配置転換を快く思わなかったらしい。班の指揮官を除いて Goubard を含む騎兵4名全員が移転命令の2ヶ月後までに退職あるいは他班に転出している。つまり、この退職や異動は当局による勤務地の変更に原因があると考えられるのである。

この事例で注目すべきは、第一に、少なくとも、班の移転は、隊員の意向に関係なく、当局の考えによって実施されたという点である。班の移転は様々な条件を考慮して決定されており⁽²¹⁾、ここに隊員個人の意向が反映される余地はないであろう。第二に、隊員が班の移転に不満を持っている場合には、当局は彼らの転任や退職の希望を受け入れていたと考えられる点である。これは上述のブリエエの指摘を補強するものである。

以上のように、当該時期のオート＝ノルマンディーの中隊においても、隊員の意向は転任の運用に反映され得るものであり、当局は必ずしも隊員に転任を強制できたわけではなかったと考えられる。

4 転任の実態：データの抽出

マレシヨーセ関連の諸王令や『マレシヨーセの職務に関する訓令』は、転任の運用についても全く規定していない。また、前章で検討したように、陸軍卿は、自分の中隊や班を統制しようとする——良い意味でも、悪い意味でも——指揮官たちの意向と、希望する班に移りたい、あるいは勤務地を離れたくない隊員の意向のいずれにも留意しつつ、転任を決めていたようである。それでは、オート＝ノルマンディーの中隊において転任は全体としてどのように実施されていたのであろうか。本章ではまず、転任の事例を成員名簿から抽出し、回数、タイプ、転出先（転出の範囲）、転出までの在職期間（勤務期間）、転出先での在職期間、班ごとの転出者数と転入者数の観点から、その運用の実態を明らかにしたい。

1720年の新マレシヨーセ創設時から1750年末までに当該地方のマレシヨーセ中隊に採用された隊員は361名（退職後に再び採用された5名を含む）。彼らは採用後に転任したり昇進したりしたので、当地の中隊を構成する20班でポストを得た隊員は延べ440名である。このうち、成員名簿に記録されている1760年末までに転任した隊員は46名（12.7%）。彼らが53回、昇進することなく勤務する班を変えている。

[転任の回数]

転任の回数では、1回が39名、2回が7名で、3回以上転任した隊員はいない。

昇進を含めて異動により最も多く任地を変えたのは、1731年にウー班の騎兵に採用された Fr. Latignan[n° 173]である。彼は、1739年にオニス(Aunix) 総徴税管区のコニャック班で上級班長職を辞する時まで、実に5つの班を渡り歩いている⁽²²⁾。次に多いのは L. Gâchelin de Vaubecourt [n° 184] で、パリ総徴税管区のクルトメール (Courtomer) 班を免職された (cassé) 後、1749年にヌーシャテル班の騎兵に採用され、1753年には隣接するアミアン (Amiens) 総徴税管区のアミアン班に移り、1759年にその班の班長補佐に昇進している⁽²³⁾。

[転任のタイプ]

先述のように、転任には空きポストを補充する場合と空きポストがないにもかかわらず転任する場合とが想定される。前者が圧倒的に多く、38例。後者は12例で、すべて二つの班の間で隊員を交代させる人事である (そのほか不明が3例)。

前者の38例について、ポストが空いた理由、すなわち前任者がポストを離れた理由を見てみると、昇進8例、転任8例、免職・解任8例、辞職7例、死亡4例、そのほかの退職が3例となっている。前任者がポストを離れた理由にかかわらず転任は実施されており、例えば、前任者が免職・解任された (congédié) ポストを現役隊員の配置転換で補充する、というような目的に特化していたわけではない。

[転任の範囲]

当該地方のマレショーセ管区は2つの副官管区から成り、20班はそれぞれの副官管区に分けられていた。転任総数53のうち、同じ副官管区内の班へ転出したのが25、もう一方の副官管区の班へ移ったのが23。そのほか、別の地方の中隊に転出したのが4、逆に別の地方の中隊から転入してきたのが1で

ある。

転任は、副官管区の枠内に限定されていたわけではなく、それを超えて行われていた。また、時に中隊（総徴税管区）の枠を超えて行われる場合もあった⁽²⁴⁾。しかし、原則は中隊内での異動であった。1720年3月の改革でマレショーセは統一された組織・編制を持つ全国組織として再編・統合されたが、人事の枠組は中隊単位だったのである。

〔転出するまでの在職期間〕

転出するまでの在職（勤続）期間が最も短いのは、1732年4月3日付の親任状でエヴルゥ班の上級班長に就任したJ.-Fr. Piques de Montervaux [n^{os} 321, 154] である。彼は同年4月21日付の命令でウー班に移っているから、書類上エヴルゥ班には18日しか在籍していないことになる⁽²⁵⁾。そのほか、ポン＝トードゥメール班の騎兵Ch. Le Thillaye [n^{os} 492, 17] やウー班の騎兵N. Pressou（前出）が1ヶ月ほどの勤務の後、転出している。

逆に、最も長く務めた後で転出しているのは、ルアン第3班の騎兵J. Labarbe [n^{os} 85, 150] で、24年10ヶ月程この班に務めた後でディエップ班に転出している。転任に隊員の希望が反映されたとすれば、ルアン出身の彼が52歳前後になって敢えて故郷を離れてディエップに移る理由が気になるところだが、その理由を示す史料は見あたらない⁽²⁶⁾。

転任した隊員の在職期間の分布は、半年未満が5名（9.4%）、半年以上1年未満が5名（9.4%）、1年以上4年未満が22名（41.5%）、4年以上8年未満が10名（18.9%）、8年以上12年未満が4名（7.5%）、そして12年以上勤務して転任した者が7名（13.2%）である。その平均は55.0ヶ月、すなわち4年7ヶ月となる。

ここには目立った傾向——例えば、一定期間、勤務した者が転任の対象になったとか、在職期間が長い者がより多く転任したとか——は見られず、在職期間は基本的に転任の運用に関係しなかったと考えられる。

[転出先での在職期間]

転出先での在職期間が分かっている隊員40名のうち、30名が前任の班よりも転出先で長く勤めている。その中でも21名は新たな勤務先で10年以上勤め上げている。つまり、転任した隊員は前に勤務した班より新たに勤務した班の方で長く勤務した、換言すれば、転出先の班により定着したということである。このことは、転任が彼らの意にかなっていたこと、さらに転任が彼らの希望に基づいて実施されていたことを推測させる。

表 オート＝ノルマンディー地方のマレシヨ－セ各班の転出者数と転入者数 (1720～1750年)

班	転出者数・転入者数	転出者数	転入者数	内訳	
				転出	転入
ルアン副官管区	ルアン (Rouen) 第1班	3	4		
	ルアン第2班	3	1		
	ルアン第3班	3	0		
	トットゥ (Tôtes) 班	2	6		
	ディエップ (Dieppe) 班	2	5		
	ウー (Eu) 班	3	1		
	ヌーシャテル (Neufchâtel) 班	7	3		
	オマル (Aumale) 班	1	1		
	ラ・フウィエ (La Feuillée) / リヨンス (Lyons) 班	1	1	(0/1)	(0/1)
	エクウイ (Ecouis) 班	2	0		
	マニ (Magny) 班	5	2		
	ルヴィエ (Louviers) 班	1	2		
	エヴルゥ (Evreux) 班	2	4		
計 (ルアン副官管区)		35	30		
コードベック副官管区	コードベック (Caudebec) 班	0	2		
	カニ (Cany) / 第2期カンブルメール班	9	4	(3/6)	(1/3)
	ゴッデルヴィル (Goderville) / サン＝ロマン (St.Romain) 班	0	1		(0/1)
	ポン＝レヴェク (Pont-l'Évêque) 班	1	4		
	カンブルメール (Cambremer) / ヴェルノン (Vernon) 班	2	5	(0/2)	(0/5)
	ポン＝トードゥメール (Pont-Audemer) 班	3	1		
ブル＝カシャル (Bourg-Achard) 班	1	2			
計 (コードベック副官管区)		16	19		
総計		51	49		

出典：S.H.D., Y^b 858, pp. 461-481, Y^b 859, pp. 27, 78, 87, 378, 413, 466-488 et 520より作成。

[班ごとの転出者数と転入者数]

転出者と転入者の数は、班によってかなり違いを見せている(表参照)。コードバック班やゴッデルヴィル／サン＝ロマン班のように転出者が一人も出なかった班もあれば、第2期カンブルメール班(6名)、ヌーシャテル班(5名)、マニ班(5名)は転出者が多い。また、トットゥ班(6名)、ディエップ班(5名)、ヴェルノン班(5名)は転入が多く、逆に、ルアン第3班やエクウイ班には誰も転入してこなかった。

このデータが示すのは、まず、中隊内の20班で隊員をバランスよく異動させてはいないことである。そして、このような偏りは、隊員たちの間で人気がある班と人気がない班があったこと⁽²⁷⁾、したがって隊員の希望を容れた形で異動が行われていたことを示唆している。

班の人気・不人気は、隊員自身の個人的な理由(出身地への近さ、副業の都合、昇進の可能性など)のほかに、班の立地、班の指揮官や同僚との人間関係にも影響されたであろう。例えば、マニ班は5名の転出者を出しているが、このうちの4名は班長補佐がP. Garnier [n° 264]の時期に勤務した者たちである。副官によれば、Garnierは「しばしば彼の班全員と喧嘩しており、非常に憎まれていた」という⁽²⁸⁾。彼が指揮していた時期にはほかに6名の辞職者が出ており、上官との関係構築の難しさが転任や辞職の原因の一つとなったと考えられる。また、この事例は、当局が指揮官との関係をうまく築けない隊員の転出希望を認めていたことも推測させる⁽²⁹⁾。

5 大量退職後の補充人事

以上のように、当局はプレヴォの恣意的な人事を抑制しつつ、隊員たちの希望にも配慮しながら転任を実施していたわけだが、そのような転任は果たして隊員管理・中隊運営の手段となり得たのだろうか。この点を検証するために、1730年代の二つの班の人事に注目してみよう。いずれの班もメンバーの大半(当該時期の班は指揮官1名、騎兵4名の計5名で構成される)が解任され、危機的状況に陥っている。当局に班を立て直そうとする意志があれば、それ

は人事により鮮明に現れるだろう。

ヴェルノンはルアン・パリ間の中間に位置する陸上交通、河川交通の重要な中継地である。ヴェルノン班では1733年2月、タバコの密輸、あるいはその嫌疑によって班の指揮官を含む3名の隊員が解任された⁽³⁰⁾。残ったのは騎兵2名。マニ班から異動していた J. Hémard [n° 284, 448] と L. Marche [n° 458] である。前者には9年間の竜騎兵 (dragon) としての軍隊経験と約1年4ヶ月間のマニ班での隊員経験があり、後者には4年間の騎兵経験があった。どちらの経歴にも問題はないが、彼らはいずれも1732年4月29日付の転任命令、親任状で赴任してきたので、この時点ではまだ約9ヶ月間しかヴェルノンでの勤務経験がなかった。

班の過半数が解任されるという事態に臨んで、当局は手堅い後任人事を実施している。まず、エヴルウ班の騎兵 S. Marche [n° 326, 440] を1733年2月12日付親任状で昇進させて、この班の指揮を委ねている。S. Marche は旧マレシヨーセにおよそ6年間勤め、創設時から新マレシヨーセに勤務する古参の隊員である。J.-Fr. Chenard [n° 464] の後任は Fr. Tassard de la Croix [n° 465]。同年2月14日付親任状で採用された彼は、近衛府 (Maison militaire du Roi) に所属する国王重騎兵隊 (Gendarmerie du Roi) スコットランド中隊で6年間の軍隊経験を持つエリート軍人である。最後に補充されたのは J. Viennet [n° 452] の後任で、4年間の兵士経験のある J. Le Grand [n° 453] である (親任状は同年2月26日付)。こうして、危機的状況にあったヴェルノン班は、昇進したベテラン隊員と新人ながらも十分な軍隊経験を持つ2名を補充して、再編成される。

この班の次の人事はおよそ2年半後である。最後に採用された Le Grand が飲酒癖のため解任されたのである。その後任には、新規採用ではなく、エクゥイ班の騎兵 M. Giaux [n° 252, 454, 441] を転任させている。彼はエクゥイ班には1年7ヶ月ほど勤めたただけであったが、マレシヨーセ入隊前に5年間の竜騎兵の経験があった。

興味深いのは、隊員たちのその後である。Giaux は1746年、班長補佐の S. Marche が死んだ後、班内で昇進してそのポストを襲っている⁽³¹⁾。その他の

4名は、解任されることも辞任することもなく、在職中に死亡するまでヴェルノン班で勤め上げた。以上を見る限り、ヴェルノン班の運営は人事によって改善されたと考えられる。

ところが、1738年から1739年にかけての第2期カンブルメール班の一連の人事では、当局は違った対応を見せている。

1738年、この班では隊員の総入れ替えがあった。まず、ともに同年1月31日まで勤務した末に解任された班長 N. Silvestre [n° 365] と騎兵 Fr. Silvestre [n° 390]（いずれも解任理由は不明。両者の血縁関係も不明）の後をうけて、同日付で新たな班長 C. Hacquet [n° 366] と騎兵 P. Fleury [n° 391, 346] が任命される。次いで、密輸に関与した疑いで解任された3名の騎兵 [n° 374, 381 et 395] の後任に同年4月、3名 [n° 375, 382 et 396] が補充される。さらに、わずか8ヶ月の勤務後に前述の Fleury がコードバック班に移り、その後任に P.-N. Aubert [n° 392, 21] が同年11月に採用されている。しかし、Aubert もまた1年余りの勤務後の1739年末にルアン第1班に去り、M. Le Doux de Glatigny [n° 393] が新たに採用されているのである。以上のように、1738年、1739年に班に加わった上記の隊員7名がいずれも他班からの転入ではなく新規採用だったため、この時期のカンブルメール班（第2期）は、勤務経験が2年に達する者が全くいないという状況に陥ったのである。

確かに、補充された7名のうち6名は6年以上の軍隊経験を持ち（うち2名は10年以上）、しかも6名とも国王軍の騎兵だったから、新規の隊員採用としては配慮されたものといってよいだろう。しかし、わずか3ヶ月の間に指揮官を含む5名全員が解任された班を立て直すには、新人を採用するのではなく、信頼できる経験豊富な指揮官や騎兵を他班から異動させるのが最も効果的だと考えられる。ところが、昇進や転任の可能な騎兵を他班に多く擁していながら⁽³²⁾、実際には新規採用者ばかり7名を採用している。しかも、新人だけで再スタートした班には実務経験の蓄積が求められるはずなのに、そのうちの2人にまで他班への転任——昇進ではなく——を許したばかりか、その後任に経験者を他班から補充するのではなく、再度、新人を採用してい

るのである。

この一連の人事は何を示唆するだろうか。ブルイエによれば、一つの班で短期間に多くの転出者、退職者が出た場合、あるいは新しい班を創設する場合、空きポストを補充するために他班から隊員を独断で異動させる緊急措置をとったという⁽³³⁾。彼の指摘と先述のヴェルノンでの人事を合わせて考えるならば、当局は、当初から異動の選択肢を排除していたわけではなく、隊員の辞任を恐れて異動を強制できなかったため、異動を断念せざるを得なかった、と推測できる。国境に位置するカンブルメールへの異動を望む、あるいはそれを受け入れる隊員が他班にいなかったのだろうか。それを検証できる史料を我々は持たないが、カンブルメールが隊員に人気のない班であったことは先に見た通りである。いずれにせよ、当局は7回の人事の機会すべてに現役隊員の昇進や転任ではなく新人を採用したわけで、この一連の人事では、当局は班の運営や活動を考慮し得なかったのである。

6 おわりに

最後に、各章での分析・検討を基に、転任が隊員管理・中隊運営の手段となり得たのかどうか考えてみたい。

当局は、転任に関して何も規定しなかった。また、転任と在職期間（勤務期間）との間には明白な関連性はなく、在職期間の長さを考慮して配置転換を行うような慣例も存在しなかった。つまり、転任はその都度、プレヴォからの提案を基に陸軍卿（国王）の判断によって運用されていたことになる。

しかし、当局は中隊運営上の都合だけで隊員を自由に異動させられるわけではなかった。第一に、隊員の希望を容れて転任させる場合があった。出身地のような生活や職務に都合の良い土地の班への異動を隊員に認めれば、地元有力者との癒着など在地性の強さや長期勤務による弊害も生じたであろう。だが、当局はそれらのマイナス面を問題視するよりむしろ、定員の充足と班の安定を望んだように見える。第二に、隊員に転任（配置転換）を強制することは難しかったようである。当局としては、想定外の辞職とそれに伴う欠

員を避けるためには、隊員誰にでも転任（配置転換）を命令できるわけではなかった。必然的に、隊員の転任希望を考慮せざるを得ない。最終的には、隊員の希望に基づく転任が中心となるであろう。したがって、転任は隊員管理の手段とはなり得ず、また、中隊運営の手段としても限界があった。

上述の二つの要因の他に、転任が隊員管理及び中隊運営の有効な手段とならない根本的な理由も、隊員とプレヴォそれぞれの立場から考えられよう。

一方では、隊員が持つ官職保有者的な公職観である。隊員は自分の生活と職務にとって少しでも都合の良い職場に転任しようとする。彼らは、ポストの交換を受け入れる人物を自分が異動したい班の中に探しつつ、希望のポストが空くのを待ったであろう。ここにあるのは、自分のポストは自らの保有物という官職保有者に見られる意識に他ならない。他方、先述のエストーの指摘通りだとすれば、自分が指揮する中隊は自分の所有物という中隊長（capitaine）一般に見られる意識が、プレヴォにも見られたといえるだろう。

さらに、転任人事の背後には、採用人事で見られた⁽³⁴⁾と同様に、保護 - 被保護関係（relations de “maître-fidèle” et “protecteur-créature”）に基づく人間関係も垣間見える。隊員はプレヴォに、場合によっては陸軍卿に直接、異動の希望を伝えたであろうが、その際、有力者の仲介に頼ることもあった。ここには隊員 - プレヴォ間の主従関係のほかに、隊員 - 有力者間、有力者 - 陸軍卿間それぞれの保護 - 被保護関係もあったと想定できる。

以上で検討してきたように、希望するにせよ、拒絶するにせよ、転任には隊員の意向が反映されていたようであり、転任は隊員管理の手段とはならないだろう。また、隊員の意向との調整が必要である以上、中隊運営の手段としても限界があったと考えられるのである。

注

- (1) 拙稿「1720年のマレシヨーセ改革—フランス絶対王政の統治構造との関連から—」（『史学雑誌』第110編第2号、2001年）、19～22頁。
- (2) この史料についてより詳しくは、拙稿「18世紀前半期オート＝ノルマンディー地方のマレシヨーセ隊員一年齢、身長、軍隊経験—」（『西洋史学論集』第47号、2009

年)、2～3頁を参照。

- (3) 拙稿「18世紀前半期オート＝ノルマンディー地方のマレシヨーセ隊員」、同「オート＝ノルマンディー地方のマレシヨーセ隊員の採用(1720～1750年)」(『総合環境研究』第12巻第1号、2010年、41～54頁)、同「近世フランスの騎馬警察隊員の在職期間—18世紀前半期のオート＝ノルマンディー地方の事例—」(『七隈史学』第12号、2010年、242～226頁)。同「近世フランスにおける騎馬警察隊員の退職(1720～1750年)—成員管理・組織運営の観点から—」(『西洋史学論集』第52巻、2015年、1～19頁)。なお、マレシヨーセの成員名簿を用いた先行研究はあるものの、それらは官職保有者から親任官への法的資格の変更を契機として王権がどのように隊員および隊を管理・運営しようとしたか、という我々の問題関心を必ずしも共有しているわけではない。cf. 前掲拙稿「近世フランスにおける騎馬警察隊員の退職」、1頁。
- (4) 拙稿「近世フランスにおける国王役人の昇進—騎馬警察隊員の昇進人事—」(『七隈史学』第16号、2014年、177～190頁)。
- (5) Archives départementales de la Seine-Maritime (以下 A.D.S.M. と略記), C 750, C 1100 et 3B 49-51.
- (6) ただし、これは、旧マレシヨーセの成員を含め、当時の国王役人の圧倒的多数が官職保有者であったことを考えれば、当然ともいえる。なぜなら、昇進にせよ、転任にせよ、異動という概念は、同時代人にとって一般的ではなかったからである。昇進については、前掲拙稿「近世フランスにおける国王役人の昇進」、177頁参照。また、現在、一般的に転任、配置転換を意味する単語は“mutation”だが、アカデミー・フランセーズの辞典がこの単語に前述の意味を与えるのは1835年の第6版からにすぎないという。Rey (Alain) (dirigée par), *Le Grand Robert de la langue française*, 2^e éd., Paris, 2001, t. IV, p. 1770. 実際、同時代のフルティエールの辞典やアカデミー・フランセーズの辞典の初版にある“mutation”には、転属や配置転換の意味はない。Furetière (Antoine), *Dictionnaire universel, contenant generalement tous les mots françois, tant vieux que modernes, & les termes de toutes les sciences et des arts*, Paris, 1984 (La Haye et Rotterdam, 1690), t. III; *Dictionnaire de l'Académie française*, Première édition, Paris, 1694, t. II, p. 101.
- (7) 1720年3月16日の王令(第2条)によれば、班長および班長補佐は、「特別な理由(raisons particulières)」がない限り、「年功によって(par leur ancienneté)」任命される、とされた。拙稿「『マレシヨーセの指揮命令系統及び規律に関する王令』(1720年3月16日)」(『総合環境研究』第10巻第2号、2008年)、70頁。

- (8) Service historique de la Défense (以下、S.H.D. と略記), X^F 6.
- (9) S.H.D., X^F 5.
- (10) 拙稿「史料紹介 『全王国におけるマレシヨーセのすべての将校・プレヴォ裁判役人、隊員の官職の廃止、及び新しいマレシヨーセの中隊創設を定める王令』 (1720年3月)」(『西洋史学論集』第45号、2007年)、103頁。
- (11) 転任命令の発給手続に関して、エストーは、①陸軍卿の同意、②プレヴォによる命令、③転任命令の当地のマレシヨーセ書記局への登記、の順に進むとしている。Hestault (Eric), *La lieutenance de maréchaussée de Nantes (1770-1791)*, Maisons-Alfort, 2002, p. 185.
- (12) 前掲拙稿「近世フランスの騎馬警察隊員の在職期間」。
- (13) Hestault, *op. cit.*, pp. 187-188.
- (14) Brouillet (Pascal), *La Maréchaussée dans la généralité de Paris au XVIII^e siècle (1718-1791). Etude institutionnelle et sociale*, Paris, Thèse de doctorat nouveau régime, Ecole pratique des Hautes Etudes, 2002, pp. 482-483.
- (15) 本文中に挙げた隊員名に付された番号は、すでに公刊した当該地方の隊員リスト(拙稿“Liste des hommes de la maréchaussée en Haute-Normandie (1720-1750)”(『総合環境研究』、第6巻第2号、2004年、81~131頁)にある隊員の番号である。なお、番号は勤務の順によって前後することがある。
- (16) この他に、隊員が異動を求めたと考えられる事例が一つある。ポン＝トードゥメール班の騎兵 Fr. Blondel [n^{os} 489, 196 et 427] は、採用の10ヶ月ほど後に、「班の指揮官とうまくやることができなかったために (*Ne pouvant s'accomoder avec son chef de Brigade*)」、ヌーシャテル班に移っている。上官との不仲を嫌った Blondel 本人が転出を願い出たのか、これを憂慮した当局が異動させたのかは、不明である。
- (17) A.D.S.M., C 750.
- (18) Brouillet, *op. cit.*, pp. 482, 484. 隊員の暮らしは必ずしも楽ではなかったようで、妻と一緒に宿屋、商店、ピリヤード場などを経営した事例も指摘されている。Martin (Daniel), “La maréchaussée au XVIII^e siècle. Les hommes et l'institution en Auvergne”, *Annales historiques de la Révolution française*, 1980, n° 239, pp. 104-105; Cameron (Iain A.), *Crime and repression in the Auvergne and the Guyenne*, Cambridge University Press, 1981, pp. 29-32; Emsley (Clive), “La maréchaussée à la fin de l'Ancien Régime. Note sur la composition du corps”, *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, 1986, t. 33, pp. 640-641. ある程度黙認されていた隊員の副業が正

式に禁止されるのは、1769年12月27日の王令（第16条）による。Ordonnance du Roi, “Concernant les Maréchaussées” du 27 décembre 1769, S.H.D., X^F 1.

(19) Hestault, *op. cit.*, p. 186.

(20) 転任後の Accard はボン＝レヴェク班に30年近く勤務し廃兵院に入所しているから、この変更は成功といえるだろう。Borel に対して何らかの処罰が下されたのか成員名簿は何も語らない。成員名簿には隊員に対する処罰は一切記されていないので、必ずしも当局がBorelを処罰しなかったとはいえないが、それでもその後2年半近くも隊に残っていたことは注目される。

転任命令に反して転任しなかった事例はもう1例ある。N. Beton Desrochers [n^o 327, 311] は1733年2月12日付の親任状でエヴルゥ班の騎兵に採用されているが、わずかひと月後の3月19日付の命令でルヴィエ班に転任している。しかし、「生活する術を持たなかったため、誰も受け入れられなかった (*Nul n'a pas esté receû n'ayant pas de quoy se soutenir*)」。つまり、彼の転任は認められなかったようなのである。ルヴィエ班での彼の前任者 P. Teron [n^o 310] はすでに3月13日に隊を去っており（辞職）、空いたポストには G. Soulbelle [n^o 312] が4月11日付の親任状で採用されている。誰がこの転任を認めなかったのかはこの記事からははっきりしないが、転任を認めるか否か以前に、「生活する術を持たない」人物の採用自体が問題視されるべき事例である。この点に関しては、前掲拙稿「オート＝ノルマンディー地方のマレシオーセ隊員の採用」、50～51頁も参照。

(21) 1731年8月、カンブルメール班はヴェルノンへ移転された。しかし、この移転で不都合が生じ、同年末にはカニ班をカンブルメールに移すという措置がとられた。これら2回の移転の経緯に関して具体的には、拙稿「オート＝ノルマンディー地方のマレシオーセの領域的編成—18世紀前半を中心に—」（『西洋史学論集』、第38号、2000年）、69～70頁を参照。

(22) Latignan はウー班で1年半ほど勤めた後、リヨネ (Lyonnais) 地方のラルブレル (l'Arbresle) 班の班長補佐に昇進 (1733年1月)、そのおよそ半年後の同年6月にはラ・ロシエル総徴税管区ラ・ロシエル班の上級班長に昇進している。そして上級班長としてオニス総徴税管区のロッシュフォール (Rochefort) 班、コニヤック班に勤務している。S.H.D., Y^b 859, pp. 378, 401, 408 et 471.

(23) S.H.D., Y^b 859, pp. 27, 78 et 473.

(24) 1720年のマレシオーセ改革以前では、それぞれの地方のマレシオーセの中隊は、必要に応じて別々の機会に創設されていた。しかも、その成員は官職保有者であったから、中隊を横断した人事異動はあり得ないはずである。旧マレシオーセの人

事あるいは人事異動に関する研究は、管見の限り、見あたらないが、ここに抽出されたような中隊を超えた人事異動は、マレシヨールが王国全体をカバーする統合された組織となって初めて、そして隊員が親任官になって初めて、可能になったと考えられる。

- (25) このあまりに短い勤務後の転任は何事だろうか。注目すべきはこれがウー班の上級班長 G. de La Marche [n° 361, 153 et 322] との交換の人事ということである。一方の La Marche は、プレヴォの義理の息子であり、若干22歳でカニ班の班長として入隊し、わずか3ヶ月後にウー班の上級班長に昇進したエリートである。他方の Piques de Montervaux はウーでは20年近く勤務しているから、この職務に対する熱意や能力が欠けていたわけではない。その彼にわずか半月の勤務でエヴルゥ班の指揮を避けたい事情が発生したとは考えにくい。また、パリ出身の彼 (A.D.S.M., C 750) が当該地方の主要都市ルアンやエヴルゥから遠く離れた、アミアン総徴税管区にほど近いウーに敢えて赴く理由もわからない。以上を考え合わせると、ウー班で10年近く勤務した La Marche のエヴルゥへの転任希望が容れられて、エヴルゥ班の上級班長ポストに就任したばかりの Piques de Montervaux を管区内の遠隔地の班に回すという調整が行われた可能性はあるだろう。
- (26) 最も考えられるのは、ディエップが Labarbe の妻の出身地という可能性である。
- (27) 当局が隊員管理上あるいは中隊運営上の何らかの理由で特定の班への転任を命じた可能性もないわけではないが、転任の強制が難しかったことを考えると、その可能性は低いであろう。
- (28) A.D.S.M., C 748, lettre sans signature (de La Bourdonnaye, intendant de la généralité de Rouen, d'après le contexte) à De Breteuil, secrétaire d'Etat à la guerre, 11 juillet 1741.
- (29) 班の指揮官との関係が悪い騎兵が転任希望を出し、それが認められたと考えられる事例はほかにも一つある。前注(16)参照。
- (30) A.D.S.M., C 748, lettre de D'Angervilliers, secrétaire d'Etat à la guerre à La Bourdonnaye, 3 avril 1733 et requête présentée par J. Hémard et L. Marche, cavaliers de la brigade de Vernon à La Bourdonnaye, sans date ni signature.
- (31) ただし、Giaux の昇進には、当局の考えとは別の力が作用した可能性が大きい。なぜなら、1748年12月10日実施の閲兵の記録では、当時のヴェルノン班では指揮官である彼だけが「可もなく不可もなし (*médiocre*)」と評価され (4名の騎兵たちは「有能 (*bon*)」か「極めて有能 (*très bon*)」と評価されている)、「知性がない (*sans intelligence*)」とまで評されているからである。閲兵記録にはこのよ

うに評価の低い人物が指揮官を勤めている理由も続けて記されている。曰く、「ベリール元帥 (maréchal de Belle-Isle) 殿によって (このポストに) 据えられた」。A.D.S.M., C 750.

- (32) 上記のいずれの時点でも、昇進や転任が可能な隊員は、他の班に多数いたと考えられる。cf. 前掲拙稿「近世フランスの騎馬警察隊員の在職期間」、228頁、表2-2。
- (33) Brouillet, *op. cit.*, pp. 483-484.
- (34) 前掲拙稿「オート＝ノルマンディー地方のマレシヨール隊員の採用」、49頁。

Abstract

This article examines the matters of personnel and organizational management put into practice by the crown in Old Regime France through the analysis of personnel transfers of police officers between different brigades of the mounted police troops (*Maréchaussée*) in Upper-Normandy between 1720 and 1750. Personnel relocation policy was introduced in the mounted police after its total reorganization of 1720. The crown gave consideration to policemen's personal wishes to move to another brigade, but it could not force all of its members to move. Thus relocation did not function properly as a way to manage personnel matters and was not necessarily efficacious way in administering the troops of the mounted police.

Keywords : Old Regime France, *Maréchaussée*, Normandy, personnel management, relocation